貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更

日本貸金業協会支部所在地の変更

支部名	変更前	変更後	変更日（曜日）
山形県支部	山形県山形市春日町２番24号	山形県山形市諏訪町一丁目１番１号	平成28年５月30日（月）

以上

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年６月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 28 年６月 20 日　　経済産業大臣　林　　幹雄

記

１．制定された日本工業規格

産業オートメーションシステム及びその統合―製造用ソフトウェア相互運用のためのケイパビリティプロファイリング―第６部：複数のケイパビリティクラス構造に基づいたプロファイル照合のためのインタフェースサービス及びプロトコル	Ｂ3900―６
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第２―49部：取付け済み光ファイバコード付き光ファイバコネクタプラグの曲げ試験	Ｃ61300―２―49
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第２―50部：光ファイバクランプ強度試験―非通光左右曲げ引張り	Ｃ61300―２―50
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第２―51部：光ファイバクランプ強度試験―通光左右曲げ引張り	Ｃ61300―２―51
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第３―14部：可変光減衰器の減衰量の設定の誤差及び再現性測定	Ｃ61300―３―14
リードスイッチ―第１部：品目別通則	Ｃ62246―１
リードスイッチ―第１―１部：品質評価及び試験方法	Ｃ62246―１―１

２．改正された日本工業規格

工作機械―部品及び工作方法―用語	Ｂ0106
せっこう及び石灰に関する用語	Ｒ9200

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年６月20日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 28 年６月 20 日　　経済産業大臣　林　　幹雄

記

廃止された日本工業規格

Ｆ03形単心光ファイバコネクタ	Ｃ5972
Ｆ09形単心光ファイバコネクタ	Ｃ5978
Ｆ10形単心光ファイバコネクタ	Ｃ5979

求人

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、山口労働局の関係事業主を代表する者西村克己の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 28 年６月 20 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、山口労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成28年７月４日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　山口労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

(注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成28年６月８日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 28 年６月 20 日

高知地方法務局長　須藤　義明

記

氏名　土方　　昭

所属する司法書士会　高知県司法書士会

登録番号　高知第242号

事務所の所在地　高知県南国市東崎947番地１

違反行為　会則違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年６月 20 日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

１　処分をした年月日　平成28年５月30日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社小板橋建設

小板橋広吉　秋田県鹿角市花輪字寺ノ後７

国土交通大臣許可（特―23）第8065号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年５月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。